

口蹄疫清浄ステータスの回復のための報告書(概要)

○ 口蹄疫撲滅の経緯

- 2010年4月20日、宮崎県において口蹄疫の発生が確認された。摘発淘汰、移動制限等の防疫措置により発生は同県内に封じ込められたが、最終的には292農場で発生が確認され、211,608頭の感染動物及び感受性動物が殺処分された。
- また、発生が急増した川南地域では、5月22日から緊急ワクチン接種が実施され、ワクチン接種動物はすべて殺処分された(76,143頭)。
- ワクチン接種動物の殺処分は6月30日に終了し、最終症例の殺処分は7月5日に終了した。以後3ヶ月間、日本における口蹄疫の発生は認められていない。
- 疫学調査の結果、3月中旬にはウイルスが侵入していたものと推定された。ウイルスはアジア地域から人、物の移動等に伴って侵入した可能性が高い。
- 発生の中心となった川南地域は畜産農場の密集地域であった。感染家畜の発見の遅れ及び急速な発生の増加に伴う殺処分・埋却の滞りにより、さらに域内での感染が継続した。

○ 口蹄疫撲滅の戦略

- 移動制限として、発生農場を中心とする半径10キロ以内の地域を範囲とする移動制限区域及び半径10から20キロ以内の地域を範囲とする搬出制限区域が設定され、家畜の移動禁止や通過車輛の消毒などの防疫措置が行われた。
- 移動制限区域は、当該区域の清浄性が確認され、最終症例の殺処分及び埋却完了後21日が経過した時点で順次解除され、7月27日に今回の発生に伴う最後の移動制限が解除された。

○ ワクチン接種

- 川南町を中心とする地域では、5月22日からすべての感受性家畜に対してワクチン接種が行われ、26日には対象動物のほぼすべて(99%以上)の接種が終了した。
- ワクチン接種動物の殺処分と埋却は6月30日までにすべて終了した。

○ サーベイランス

- 移動制限を解除する前に、清浄性を確認するためのサーベイランスを実施するとともに、すべての移動制限が解除された後、宮崎県内全農場の全頭を対象とした臨床検査及び宮崎県内の牛飼育農場から無作為抽出した農場を対象とした血清サーベイランス(150戸2,124頭)を行い、結果はすべて陰性であった。
- 野生動物を対象とした血清サーベイランス(ニホンジカ16頭及びイノシシ49頭)の結果もすべて陰性であった。

○ 結論

- 日本は、摘発淘汰政策、移動制限及び発生多発地域へのワクチン接種により口蹄疫を撲滅した。すべてのワクチン接種動物は6月30日までに処分された。最終発生の殺処分は及び埋却は7月5日に終了した。以後3ヶ月間、野生動物を含む広範なサーベイランスで口蹄疫の発生は確認されていない。